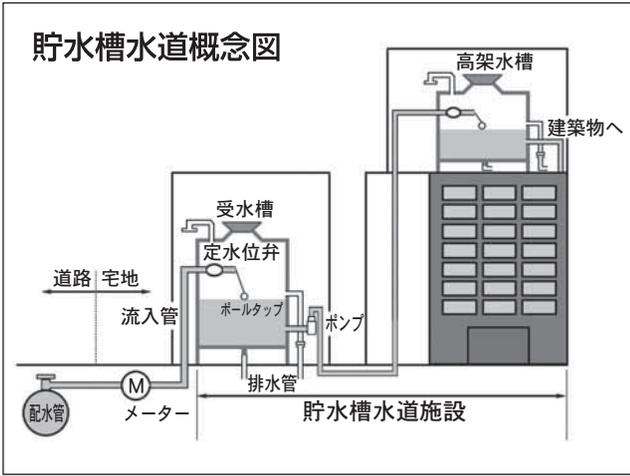


貯水槽水道の管理について

貯水槽水道とは

ビルやマンションなどで、上下水道部から給水された水道水をいったん受水槽に貯めて利用者に給水する施設のことを平成14年の水道法の改正により「貯水槽水道」と言うようになりました。

貯水槽水道には、有効容量が10³m³を超え100³m³未満の簡易専用水道と有効容量が10³m³以下の小規模貯水槽水道があります。



貯水槽水道の管理

貯水槽水道施設の維持・管理は、全て設置者または管理者自らが行うことになっていきます。

簡易専用水道については、水道法により定期検査を受けることが義務付けられていましたが、平成14年の水道法の改正により、小規模貯水槽水道も簡易専用水道と同様に適正な管理に努めなければならないことになりました。

管理のポイント

○貯水槽の清掃
年に1回以上、定期的に行ってください。

清掃は、北海道知事の登録を受けている業者に依頼して行ってください。

○貯水槽の点検

受水槽にひび割れ等の破損がないか、水槽内に異物が入っていないか等の点検を定期的に行ってください。

特に、地震や台風等があった時にはすみやかに点検をしてください。

○水質検査の実施

給水栓（蛇口）において、水の色、

濁り、臭い、味などに異常が認められるときは、必要な項目について検査を行ってください。

○利用者への周知

貯水槽の水が危険であるとかかったときは、ただちに給水を止め、このことを使用者と保健所へ知らせてください。

○定期検査の受検

年に1回、厚生労働大臣の登録を受けた業者に依頼して水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質検査を受けなければなりません。

○その他

・管理責任者を決めて、清掃や点検、水質検査を行うようにしてください。

・給水設備の図面や点検記録、清掃記録を保管するようにしてください。

・貯水槽の清掃や検査等にかかる費用は、設置者の負担となります。

・貯水槽水道の修繕は、苫小牧市指定給水装置工事業者に依頼してください。

※「水道法」に定められた専用水道と、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定められた特定建築物

については、管理基準が異なりますのでそれぞれの基準に従って維持・管理をお願いします。

上下水道部の役割

○貯水槽水道の利用者に対して管理等に関する情報の提供を行います。

○貯水槽の管理などに関して必要があると認められる場合は、市から指導、助言、勧告を行うことがあります。

使用者の方へ

蛇口から出る水が、濁っている、臭いがあるときは貯水槽が汚れていることも考えられますので、設置者または管理人に相談してください。

貯水槽水道に関するお問い合わせ先

上下水道部水道管理課給水係

電話 0144-3216695(直通)

登録業者の一覧はホームページに掲載しています。

(<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/jo-soumu/suidou/kyuusukan/chosuisou/suidou.htm>)